

町民参加の論点整理

第3章 町民参加

1. 町民参加の基本

- 町民は、美瑛町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。
- 2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
 - 3 議会及び行政は、**第〇条(※)に定める方法により**、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
 - 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮します。
 - 5 満18歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できるものとします。

*とりあえず仮置き

※「3. 町民参加の方法」の条文

【専門部会では】

- ・町民主体の自治の実現には、町政への町民の参加が要になるということで、「町民参加の基本」では、議会及び行政が町民の意思を反映することや、町政へ町民が参加する機会を保障することについて規定することになりました。
- ・町政へ参加しない自由もあることから、行政と議会は参加しなかった町民に不利益が生じることをないように配慮することとしました。
- ・18歳以上の町民は、選挙権を有していることから町政に参加することが可能ですが、「満18歳未満の青少年及び子供」についても、次世代の担い手として町政に参加する機会を設けています。

2. 町民参加の対象

行政は、次の事項を実施するときは、町民参加を求めます。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し
- (2) 政策に関する基本方針を定め、又は町民の義務及び権利に関する条例の制定、改正又は廃止
- (3) 町の施設の新設、改良又は廃止の決定(ただし、別に規則で定める場合を除きます。)
- (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定
- (5) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
- (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
- (7) 前各号のほか、町民参加が望ましいと思われる事項

2 法令の規定による事項、緊急その他やむを得ない理由がある事項、又は別に規則に定めるところにより常に町民参加を求めることが困難若しくは不適當である事項については、町民参加を求めないことができます。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの等、条文案で具体的に記載していない事項もありますが、第1項(6)の「町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定」等で網羅できると考え、最小限の項目で該当事項を整理しています。

・第2項では、町民参加を求めないことができる事項について記載していますが、安易に「不適當である」等と判断される恐れがあるので、逐条解説において町民参加を求めないケースについての説明を行い、誤った運用がされないように補足していく予定です。

3. 町民参加の方法

行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めます。

- (1) 審議会等の会議の開催
- (2) 意見交換会の開催
- (3) 意見公募(パブリックコメント)手続の実施
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

*とりにあえず仮置き

【専門部会では】

・町民参加を求める場合に実施する「町民参加の方法」については、「いずれか又は複数の方法により」とすることで、状況に合わせて1つか複数か選択できるようにしました。行政が各号の方法を複数選択することは現状可能であると考えられ、案件に合った対応を選択することができます。

・現在の美瑛町では、現行条例である「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」に則り、「町民コメント制度」等により町民参加を図っています。参加者からは、現行条例の内容を引き継いでいくべきだという意見が挙げられたことから、条文案は、「町民コメント制度」=「意見公募(パブリックコメント)手続」、「まちづくり町民集会」=「意見交換会」等、現行条例の手法を引き継ぐような内容になりました。

4. 提出された意見等の取り扱い

行政は、町民参加の方法によって寄せられた意見等を総合的に検討します。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表します。ただし、美瑛町個人情報保護条例の規定により公表することが適当でない認められるときは、この限りではありません。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

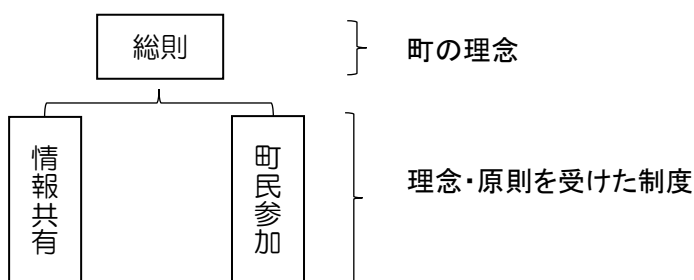
・行政は、町民からの意見等を単に聞き取るだけでなく、内容に合わせた検討を行うことを規定しています。

・「提出された意見等の取り扱い」については、第2章「情報共有」で既に「町民の意見等」の取扱いに係る規定があるため、「町民参加」で定める必要はないとする意見がありました。

一方で、「情報共有」における意見と、「町民参加」における意見は、それぞれ性質が違うとして、「町民参加」でも改めて規定する必要があるとする意見もありました。

「情報共有」及び「町民参加」については、どちらも第1章の「総則」で定める理念・原則を受けた制度であり、並列関係の独立した章です。したがって、「情報共有」の内容が「町民参加」の内容を網羅しているとは考えずに、それぞれの章における「意見等の取り扱い」を規定することとしました。

また、章ごとに「取り扱い」に係る規定がある方が、条文を読んだ際に理解しやすいと考えます。



5. 審議会等の委員の選任

行政は、行政運営に公平で、かつ、広く町民の意見等が反映されるよう審議会等の委員の選任について、次の事項に配慮します。

- (1) 原則として、公募により選任された町民の委員を含むこと。
- (2) 委員の年齢、性別等の均衡を図ること。
- (3) 他の審議会等との重複を必要最小限にすること。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・町民が町政へ参加する機会を保障するために、審議会等の委員については、原則公募により選任された委員を含むこととしています。

・「他の審議会等との重複」については、「必要最小限にする」とすべきか「重複をしない」とすべきか論点になりました。

より多くの町民が町政へ参加する機会を有し、様々な意見が挙がるのが理想ですが、審議会等の性質上、団体の代表者の出席を求める必要がある場合があり、完全な「重複」の禁止は実現が難しい状況です。そこで、条文案は「重複を必要最小限にすること」として、逐条解説において上記の内容を説明することとしました。